

# 決済用普通預金

商品名(愛称)	決済用普通預金
販売対象	・ 法人、個人
期間	・ 期間の定めはありません
預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 随時預け入れできます</li> <li>・ 1円以上</li> <li>・ 1円単位</li> </ul>
払戻方法	・ 随時払戻しできます
利息	・ 利息はつきません
税金	・ 利息がつかないので税金はかかりません
手数料	・ キャッシュカードによる払戻し等にあたっては、キャッシュカード規定に定める手数料を徴求することがあります(詳しくは「手数料一覧」をご覧ください)
付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人の場合は、「総合口座」の取扱いができます</li> <li>・ 個人の場合は、「通帳レス口座」の取扱いができます</li> <li>・ マル優の対象ではありません</li> </ul>
中途解約時の取扱い	—————
金利情報の入手方法	—————
苦情処理措置 紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス統括室(9時～17時、電話：025-543-3184)にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会(電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話：03-3581-2249)並びに新潟県弁護士会(電話：025-222-5533)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記コンプライアンス統括室または全国しんきん相談所(9時～17時、電話：03-3517-5825)、関東地区しんきん相談所(9時～17時、電話：03-5524-5671)にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス統括室もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共料金等の自動支払いおよび給与、年金、配当金、公社債元利金等の自動受取りができます</li> <li>・ 預金保険制度により全額保護されます</li> </ul>